平成２４年（フ）第７０号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3780番地
債務者　上田　春美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第９１号
福岡県田川郡福智町伊方4510番地204、前住所福岡県田川郡福智町伊方4009番地７
債務者　岡田　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３９５号
沖縄県糸満市西川町14番21号　201号
債務者　酒屋　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２６１号
大阪府八尾市刑部４丁目215番地の１　乙菊205号
債務者　山本　正幸
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６５号
大阪府大東市住道１丁目８番８号　メゾンパティオ住道402号
債務者　高島　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２９６号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目11番20号
債務者　木田　憲一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０１号
大阪府吹田市江の木町14番23―501号
債務者　河内　昭生
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０２号
大阪府寝屋川市高柳２丁目30番５号
債務者　髙野　智里（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０７号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番14号
債務者　日高　範佳
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番11―405号
債務者　内田　久喜
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０９号
大阪府高槻市野田３丁目23番５号
債務者　藤内　和也
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区東貫２丁目15番５号
債務者　是永　香代（旧姓正田）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７５号
神戸市垂水区上高丸１丁目７番垂水上高丸住宅Ｄ号棟501号室、住民票上の住所神戸市長田区川西通３丁目60番地２―405号
債務者　辰己内装こと　辰己　健二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０４号
兵庫県三田市天神３丁目37番10号、従前の住所愛媛県松山市南斎院町1030番地１
債務者　山家　弘美（旧姓宇佐見・後藤）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６１号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川25番地
債務者　藤岡　則江
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３号
山口県下関市一の宮町３丁目２番24号　カーサブルータス11号、前住所山口県下関市一の宮町４丁目10番11号
債務者　石原　　学
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
山口県下関市楠乃５丁目６番８号　シャーメゾン楠乃壱番館201号
債務者　蒲池　　渉
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係